

平成26年度の介護保険料について

問健康保険課 賦課徴収係 ☎52 - 5809

高齢者の増加とともに介護保険制度の利用も年々増加しています。

それに伴い65歳以上の人の介護保険料の額は、3年ごとに見直されます。平成24～26年度の3年間に町で必要となる介護保険給付額から算出した「基準額」※をもとに、その人の世帯の所得に応じて決定します(今年度は保険料の改定はありません)。

介護保険料は、介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていくための大切な財源となります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※基準額の算定方法



町で必要な介護サービスの総費用は、2分の1を国・県・本町が負担し、残る2分の1を第1号被保険者保険料(65歳以上の人)と第2号被保険者保険料(40～64歳の人)で負担します。

▼所得段階別保険料

所得段階	対象となる人	平成26年度 保険料額
第1段階	生活保護受給者や老齢福祉年金受給者※ ¹ で、世帯全員が住民税非課税の人	25,200円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人	25,200円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円を超える人	37,800円
第3段階 (特例)	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	32,760円
第4段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、被保険者本人は住民税非課税の人	50,400円
第4段階 (特例)	第4段階に該当される人で、被保険者本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人	41,830円
第5段階	被保険者本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	56,950円
第6段階	被保険者本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	63,000円
第7段階	被保険者本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の人	75,600円

※¹ 老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた人、または大正5年4月1日以前に生まれた人で、一定の要件を満たしている人が受けている年金です。